

北広島市浄化槽設置整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北広島市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 年 月 日市長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。
(補助金等の交付の申請)

第3条 北広島市補助金等交付規則（昭和61年広島町規則第10号。以下「規則」という。）第4条に規定する補助金等交付申請書は、別記第1号様式とする。

2 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築確認申請書の写し
- (2) 浄化槽を設置する専用住宅の平面図、浄化槽の位置を示す図面及び配管系統図
- (3) 工事請負契約書（規則第13条の規定により必要な措置をとることを命じられた場合又は法第7条第1項の規定による浄化槽の設置後の水質に関する検査の結果に基づき必要な措置をとるべき旨の指摘があった場合において、施工業者が瑕疵担保責任を負う旨の条項が含まれているものに限る。）の写し
- (4) 浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去に係る明細書及び見積書
- (5) 要綱第3条第1項第2号に規定する登録を証する書面（登録証）の写し
- (6) 要綱第3条第1項第3号に規定する保証登録を証する書面（保証登録証）
- (7) 全国浄化槽推進市町村協議会が定める浄化槽登録要領施行細則第6条第1項に規定する登録浄化槽管理票のうちC票
- (8) 専用住宅又は専用住宅の敷地である土地を借り受けている場合にあっては、貸主の承諾書
- (9) 浄化槽の設置工事を監督する浄化槽設備士（法第2条第10号に規定する浄化槽設備士をいう。）の浄化槽設備士免状（法第42条第1項の浄化槽設備士免状をいう。）の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第4条 規則第7条の規定による北広島市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該補助金を申請した者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第5条 規則第6条第2号及び第3号の規定に基づき、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該補助金に係る補助事業等（規則第2条第2項に規定する補助事業等をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするとき、又は補助事業等を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を決定したときは、変更承認通知書（別記第5号様式）により補助決定者に通知するものとする。

3 規則第6条第4号の規定に基づき、補助決定者は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第6条 規則第11条に規定する補助事業等実績報告書は、別記第6号様式とする。

2 規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長の定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助決定者と浄化槽清掃業者（法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けている事業者をいう。）が締結した浄化槽の清掃の業務委託契約書の写し（補助決定者が自ら当該浄化槽の清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類。次号において同じ。）

(2) 補助決定者と浄化槽保守点検業者（法第48条第1項の規定による浄化槽の保守点検を業とする者に係る北海道の登録を受けている者をいう。）が締結した浄化槽の保守点検の業務委託契約書の写し

(3) 浄化槽検査依頼書（市町村用）（法第7条第1項の規定による水質に関する検査を受けるため同項の指定検査機関に当該検査を依頼する書面をいう。）

(4) 浄化槽の施工中に係る次に掲げる写真

ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

イ 基礎工事の状況を示す写真

ウ 据付工事の状況を示す写真

エ かさ上げの状況を示す写真

オ 浄化槽本体の写真（型式の分かるもの）

カ 単独処理浄化槽の撤去の状況を示す写真（当該撤去をした場合に限り。）

(5) 施工状況確認表（別記第7号様式）又はこれに準ずるもの

(6) 単独処理浄化槽の撤去に係る産業廃棄物管理票（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票をいう。）（マニフェスト）の写し（当該撤去をした場合に限り。）

(7) 浄化槽の設置に要する費用（単独処理浄化槽を撤去した場合にあっては、当該撤去に要する費用を含む。）に係る領収書の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

3 規則第11条に規定する指定する期日は、補助事業等が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業等が完了した日の属する年度の3月31日のいず

れか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付額確定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第12条の規定に基づき補助金の額が確定した場合における補助決定者の補助金の請求は、補助金交付請求書(別記第9号様式)により行うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、規則第15条第1項に規定する場合のほか、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 要綱又は要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

附 則

この要領は、平成25年9月6日から施行する。